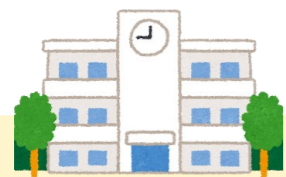


# 学校、家庭、地域、関係機関等の役割

いじめ防止の取組を推進するためには、学校、児童生徒、家庭、地域、関係機関等が同じ目的を見据え、協働して、それぞれの役割を果たすことが大切です。



## 学校（全教職員）



## 児童・生徒



## 家庭

**ポイント1 軽微ないじめも見逃さない**  
＜教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知＞

**ポイント4 子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする**  
＜日常の授業から、話し合い等を通して多様性等を認め合う態度を育成＞

- 子供の状況の把握
- 子供の不安の解消に向けた支援
- 人とのかかわり方に関する指導
- 学校いじめ防止基本方針の理解
- 学校が講ずるいじめの防止等のための措置への協力 等

**ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む**  
＜「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応＞

**ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る**  
＜保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進＞

## 地域・関係機関

- 子供や家庭の状況の把握、働き掛け
- 子供の不安や悩みの受け止め、支援
- 被害の子供への支援
- 加害の子供の反省を促す指導

### 学校いじめ対策委員会（全公立学校に設置）



管理職



教務主任



学年主任

- 育成を目指す力の明確化
- 年間計画の作成、カリキュラムマネジメント
- 定例会議の設定 ○情報収集・共有
- いじめの認知 ○対応方針の協議、決定
- 記録の保管と引継ぎ
- 学校評価の実施、「学校いじめ防止基本方針」の改訂
- 学校サポートチーム会議の実施



養護教諭



スクールカウンセラー



生活指導主任

- 教育相談推進計画の作成、運営
- 児童・生徒の状況の把握
- 心のケア、カウンセリング
- 支援計画の作成、進行管理 等

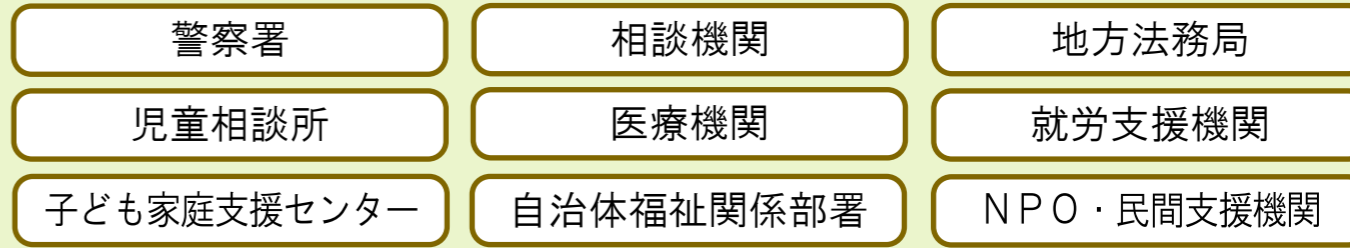
教育相談・特別支援教育部会

- 生活指導推進計画の作成、運営
- 自己指導能力の育成に向けたカリキュラムマネジメント
- 問題行動への対応・指導 等

生活指導部会

**ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す**  
＜学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実＞

**ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する**  
＜地域、関係機関等との日常からの連携＞



### 学校サポートチーム（全公立学校に設置）

問題行動等の未然防止、早期解決を図るために学校、家庭、地域、関係機関が一体となり、対応



## 教育委員会等

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処に関する指導・助言
- 学校等だけでは抱えきれない事態への対応
- 法28条1項に規定する重大事態に係る報告

- 地域の状況に応じた施策の策定、実施



知事・区市町村長